

文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会の設置について

平成 19 年 11 月 16 日

文化審議会文化財分科会決定

1 . 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則第 2 条第 4 項の規定に基づき、文化財分科会に、無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関する施策の在り方について、調査を行う無形文化遺産保護条約に関する特別委員会を設置する。

2 . 調査事項

- (1) 無形文化遺産保護条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 無形文化遺産保護条約第 16 条 1 に定める「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されることが適当と思われる我が国の無形の文化遺産の候補に関する事項
- (3) その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

文化審議会文化財分科会

無形文化遺産保護条約に関する特別委員会委員名簿

入江 宣子	仁愛女子短期大学講師
内山 武夫	元京都国立近代美術館長
大貫 美佐子	(財)エス・アジア文化センター-文化事業課長
小笠原 小枝	日本女子大学教授
神崎 宣武	旅の文化研究所長
倉石 忠彦	國學院大学教授
河野 俊行	九州大学大学院教授
佐藤 禎一	東京国立博物館長
佐野 賢治	神奈川大学教授
立松 和平	作家
宮田 繁幸	東京文化財研究所無形文化遺産部長
宮本 袈裟雄	武蔵大学教授
森西 真弓	立命館大学教授